

『令和5年2月15日開催』

総務常任委員会
委員長報告

【令和5年3月定例会】

(令和4年度関係議案)

委員長 青山 聖子

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第1款「議会費」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第2款「総務費」及び第11款「公債費」並びに歳入の部、第1款「市税」ないし第4款「配当割交付金」及び第7款「地方消費税交付金」並びに第10款「環境性能割交付金」及び第12款「地方交付税」並びに第15款「使用料及び手数料」第1項「使用料」第1目及び第2項「手数料」第1目並びに第16款「国庫支出金」第2項「国庫補助金」第1目及び第10目並びに第17款「県支出金」第3項「委託金」及び第18款「財産収入」ないし第20款「繰入金」並びに第22款「諸収入」及び第23款「市債」第1項「市債」第1目並びに第2条第2表「継続費補正」及び第4条第4表「地方債補正」のうち当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、総合文化センター費にかかわり、基本設計委託料の減額理由について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、総合文化センター費において、目安の建設費用しか提示されていないことに加え、プロポーザルに関わる基本設計等委託業者選定委員会の委員の選定理由などに透明性がないことから、反対するとの意見。

また、美術館建設とリリアの大規模改修については、一体的に整備を行うことで、優位性を存分に発揮することができ、さらに、庁内に基本設計等委託業者選定委員会を設置して、適切に決定されたと考えていることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第13号「専決処分の承認について（令和4年度川口市一般会計補正予算）」を議題といたしましたところ、企画費にかかわり、西川口駅西口の駅前広場周辺の環境整備にかかわる計画の有無について、鑑定評価額と購入価格の差額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、西川口駅西口ロータリーの環境整備は急迫しておらず、地域の計画の中でも、議題に上がったことはない。

相手方の都合によって、専決処分をしたことについては、透明性が担保されておらず、まちづくりを進めるための市民参加の保証という点において、不十分であり、コロナ禍、物価高騰など、市民の暮らしの支援策の拡大が望まれているときに、急迫性のない土地、建物を購入するということは認められないことから、反対するとの意見。

また、元の所有者が市の考えに賛同し、この西川口駅西口の駅前という非常によい立地の物件を、鑑定評価額より安価に購入できたことは、今後のまちづ

くりや駅前環境整備に大きく寄与するものであると考える。

さらに、3月定例会の議決を待つと、この好条件での購入が難しくなる可能性もあり、何より公共の福祉のためにという相手方の思いを無にしないためには、今回の専決処分はやむを得ないものであると判断し、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で承認することに決しました。

次に、議案第9号「現業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第11号「工事請負契約の締結について（新庁舎2期棟建設工事のうち建築工事）」を議題といたしましたところ、入札の参加資格について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。